

○伊丹市議会傍聴規則

公布	昭和41年10月7日	市議会規則第2号
改正	昭和62年10月1日	市議会規則第1号
	平成3年12月26日	市議会規則第1号
	平成19年3月19日	市議会規則第2号
	平成21年7月3日	市議会規則第1号
	令和4年11月28日	市議会規則第2号
	令和8年2月12日	市議会規則第1号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

目次

- 第1条 (趣旨)
 - 第2条 (傍聴席の区分)
 - 第3条 (傍聴券等の交付)
 - 第4条 (傍聴券)
 - 第5条 (傍聴証)
 - 第6条 (傍聴書への記入)
 - 第7条 (傍聴人の入場)
 - 第8条 (傍聴券等の提示)
 - 第9条 (傍聴券等の返還)
 - 第10条 (傍聴人の定員)
 - 第11条 (議場への入場禁止)
 - 第12条 (傍聴席に入ることができない者)
 - 第13条 (傍聴人の守るべき事項)
 - 第14条 (写真の撮影, 録音, 録画, 放送等の禁止)
 - 第15条 (傍聴人の退場)
 - 第16条 (係員の指示)
 - 第17条 (違反に対する措置)
- 付則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

伊丹市議会傍聴規則

第2条 傍聴席は、一般傍聴席、車椅子傍聴席、親子傍聴席（児童又は乳幼児を同伴して傍聴するために使用する席をいう。）及び記者席に分ける。

（平19市議会規則2・令4市議会規則2・一部改正）

（傍聴券等の交付）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、これを携帯しなければならない。

（令4市議会規則2・一部改正）

（傍聴券）

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴証）

第5条 傍聴証は、報道関係者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

（傍聴書への記入）

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴書に住所、氏名及び電話番号を記入しなければならない。

（令4市議会規則2・一部改正）

（傍聴人の入場）

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

（令4市議会規則2・一部改正）

（傍聴券等の提示）

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

（令4市議会規則2・一部改正）

（傍聴券等の返還）

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

（令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正）

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は、次に掲げる傍聴席の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。ただし、議長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 一般傍聴席 67人
- (2) 車椅子傍聴席 6人
- (3) 親子傍聴席 4人
- (4) 記者席 8人

(平19市議会規則2・全改, 令4市議会規則2・一部改正)

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 犬、猫、鳥等を携帯している者。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者は、この限りでない。
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話等の電源は切るか又は音が発生しないように設定し、パーソナルコンピュータ等の電源は切ること。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 2 記者席では、前項第3号の規定にかかわらず、音が発生しないように設定すれば、携帯電話等を使用（通話を除く。）し、及びパーソナルコンピュータ等を使用することができる。

伊丹市議会傍聴規則

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等を撮影をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(平21市議会規則1・令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令8市議会規則1・一部改正)

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、昭和41年10月10日から施行する。
- 2 伊丹市議会傍聴人取締規則は、廃止する。

付 則 (昭和62年10月1日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年12月26日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月19日市議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年7月3日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年11月28日市議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和8年2月12日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。